平成２９年（フ）第８２９号
京都府宇治市小倉町西浦４番地　コロネード大西301号
債務者　中島技研こと　中島　　勉
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１２８号
京都市南区久世中久世町５丁目39番地１　グラシィオ中久世102号、前住所京都市左京区高野清水町131番地　ハイツヒノデ202号
債務者　曽我部康憲
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１４１号
京都市伏見区横大路貴船102番地　ヤムズスリー303
債務者　吉岡　祐貴
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第８号
兵庫県加西市北条町西高室594番地の39
債務者　藤本　勝**廣**
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第３７号
香川県高松市東ハゼ町８番地10　コート東ハゼⅠ－203
債務者　松本　　優
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３９号
香川県高松市屋島西町2279番地１　市住５－103
債務者　横手　正子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８号
長崎県大村市西部町1575－２　長崎県精神医療センター、住民票上の住所長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1720番地　蔵本Ｂ団地Ｂ２棟101号
債務者　中野　園美
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第２０４号
大阪府箕面市粟生間谷西７丁目12番５号（102号）
債務者　加川　永遠
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３２４号
大阪府寝屋川市松屋町19番７－701号、前住所大阪府寝屋川市三井南町30番３－908号
債務者　伊藤　　一
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４９１号
大阪府豊中市三国２丁目１番１－303号
債務者　関西フードセンターことバラエティショップイシダこと　石田　　能
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５４３号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目27番16号　ライフリゾート東住吉　218号
債務者　小鉄こと秋月勝美こと　李　　秀正
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５６１号
大阪市平野区喜連２丁目５番23－207号
債務者　芥川ユキノ（旧姓和中）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５７０号
大阪府枚方市大峰元町２丁目４番10－21号
債務者　山北　佳代
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５９９号
大阪市生野区巽西３丁目３番６号　第三平岡マンション　202
債務者　竹田節子こと　沈　　節子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７２６号
大阪府池田市畑４丁目12番４号キャピタルハウス３番館103
債務者　崎間さおり
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７３５号
大阪府寝屋川市高宮１丁目９番31号(106号)、前住所大阪府枚方市渚元町27番29号
債務者　髙野　　豊
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部